

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	化製場外における処理禁止の特例の許可申請
概要	化製場等に関する法律では、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却を死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で、これを行ってはならないと定めており、ただし食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事（政令市長）の許可を受けた場合は、この限りでないとしています。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第2条第2項
審査基準	市域内で特例によって施設または区域外での処理を必要とする特段の理由があると市長が認めた場合
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	書面
手数料	なし
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備考	